

## 障害者就労施設等登録申請書（別紙様式1）の提出に係る留意事項

### 1 記入上の留意事項

- (1) 申請書の日付は、提出日を記入して下さい。
- (2) 「※登録番号」欄は、センターにて記入しますので、記入は不要です。
- (3) 「事業種目」欄は、取扱要綱「別表」の区分より選択し、中分類の番号及び事業種目を記入して下さい。  
なお、「その他」の区分を選択した場合は、事業内容を併せて記載願います。
- (4) 「雇用状況」欄は、支店・営業所等がない場合は、本社のみ記入して下さい。  
「雇用状況」の時点は、申請日の属する月の1日現在の状況を記入して下さい。  
ただし、障害者支援施設等及びNPO法人にあっては、記入は不要です。
- (5) 常用雇用労働者及び短時間労働者の範囲については次のとおりです。
  - ア 常用雇用労働者（「B」及び「E」欄に該当する者）とは、次の①から③に定めるとおり、1年以上継続して雇用される者であって、かつ、イの短時間労働者に該当しない者を記入して下さい。
    - ① 雇用期間の定めのない労働者。
    - ② 一定期間（1ヶ月、6ヶ月等）を定めて雇用される者であっても、その期間が反復更新されて事実上「①」と同様の状態にあると認められる者。
    - ③ 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上「①」と同様の状態にあると認められる者。
  - イ 短時間労働者（「C」欄、「F」欄に該当する者）とは、原則として、常用労働者であって、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者を記入して下さい。
- (6) 「身体障害者」欄には、原則として身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者及び7級の障害を2つ以上重複して有する者を記入して下さい。  
「重度身体障害者」欄には、このうち1級又は2級とされる者を記入して下さい。
- (7) 「知的障害者」欄には、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条の障害者職業センターにより知的障害者と判断された者を記入して下さい。
- (8) 「重度知的障害者」欄には、知的障害者のうち知的障害の程度が重いと判断された者を記入して下さい。具体的には、次の何れかの場合に「重度知的障害者」に該当することとなります。
  - ア 療育手帳（「愛護手帳」という場合もあります。）において、程度が「A」とされている者。
  - イ 児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定

する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 6 条第 1 項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医による療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書をもっている者。

ウ 障害者職業センターにより「重度知的障害者」とい判定された者（重度障害者介助等助成金、特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練の適用等に当たって行われている「知的障害の程度が重い」範囲と同様の範囲で判定が行われます。）等

(9) 「精神障害者」欄には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を記入して下さい。

(10) 「H」欄には、小数点以下第 3 位を四捨五入した数を記入して下さい。

## 2 提出書類の留意事項について

(1) 本申請書の提出先は、財務経理課調達企画室宛てに提出願います。（郵送可）

(2) NPO法人にあっては、「(1)」以外に次の書類を添付して下さい。

ア SOHO就業者（障害者）との契約状況を証する以下の書類

- ・SOHO就業誓約書等
- ・SOHO登録者名簿（障害者対象）

《書式例》

氏名	住所	年齢	業務分野	備考

イ 特定非営利活動法人認証通知書（写）

(3) その他

事業種目（中分類）の内容が分かるパンフレットや写真等を添付願います。

## 3 個人情報の取扱について

ご提供いただいた個人情報については、センターにおいて障害者就労施設等からの物品等の調達に関する取扱要綱等に規定する確認の目的以外では利用いたしません。

また、個人情報については、個人情報に関する法令、規範及び国立長寿医療研究センターの諸規定に則り適正な管理を行うとともに、個人情報の保護に努めます。

## 4 申請書類に関する問い合わせ先等

【問合せ先】

独立行政法人国立長寿医療研究センター  
財務経理部 財務経理課 調達企画室  
電話：0562-46-2311（内線：2603）

【提出先】

〒474-8511

愛知県大府市森岡町源吾35番地

独立行政法人国立長寿医療研究センター

財務経理部 財務経理課 調達企画室

電話：0562-46-2311

FAX：0562-48-2373